



# 寒川町新型インフルエンザ等 対策行動計画(案)

寒川町自治基本条例に基づくパブリックコメント（町民意見の公募）

概要版

（意見募集期間）

令和8年6月9日（火）～ 令和8年7月8日（水）

## 計画改定の背景

新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）により、町では平成27年8月に「寒川町新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成しました。このたび新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ政府・県計画が全面改定されたことに伴い、町計画も全面改定を実施します。

## 1. 計画の性格

- ◆ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定により、政府・県計画と整合を図りながら町が作成する計画
- ◆ 町に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、町が実施する措置などを示す

## 2. 計画の目的

- ◆ 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命、健康を保護
- ◆ 町民生活及び地域経済に及ぼす影響の最小化

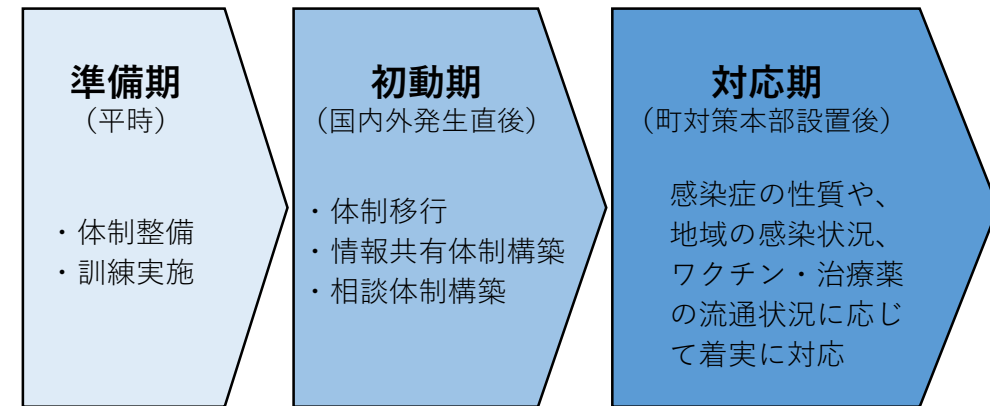
## 3. 計画の対象となる感染症

新型インフルエンザ等感染症	インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち、新たに人から人に伝染する能力を持ったもの、世界的に流行したが、その後流行することなく長期間が経過しているもの
指定感染症	現在感染症法で位置づけられていない感染症で、1類から3類、新型インフルエンザ等感染症と同様の措置を講ずる必要があるもの
新感染症	人から人に伝染する未知の感染症であって、り患した場合症状が重篤であり、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの

## 4. 改定のポイント

- ◆ 対象とする疾患を新型インフルエンザ等だけでなく、その他の幅広い呼吸器感染症も想定
- ◆ 検査、保健等の対策項目を拡充し、取組を準備期・初動期・対応期の3期に分けて記載。事前対応型で取り組んでいくため準備期の取組を充実
- ◆ 長期化も見据えて、感染拡大の複数の波への対応、ワクチンや治療薬の普及に応じた機動的な対応についても明確化
- ◆ コロナ対応の経験を計画に反映

## 5. 対策の時期区分



# 寒川町新型インフルエンザ等対策行動計画(案)

寒川町自治基本条例に基づくパブリックコメント（町民意見の公募）

## 6. 計画の構成

### 第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

#### 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

- ・感染症危機を取り巻く状況
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

#### 第2章 行動計画の作成と感染症危機対応

- ・行動計画の作成

### 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

#### 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

- ・新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略
- ・新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方
- ・様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ
- ・新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項
- ・対策推進のための役割分担

#### 第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

- ・行動計画における対策項目等

#### 第3章 行動計画の実効性を確保するための取組等

- ・行動計画等の実効性確保

### 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

#### 第1章 実施体制

- ・準備期
- ・初動期
- ・対応期

#### 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・準備期
- ・初動期
- ・対応期

#### 第3章 まん延防止

- ・準備期
- ・初動期

#### 第4章 ワクチン

- ・準備期
- ・初動期
- ・対応期

#### 第5章 医療

- ・準備期
- ・初動期
- ・対応期

#### 第6章 保健

- ・対応期

#### 第7章 物資

- ・準備期

#### 第8章 町民生活及び地域経済の安定の確保

- ・準備期
- ・初動期
- ・対応期

# 寒川町新型インフルエンザ等対策行動計画(案)

概要版

寒川町自治基本条例に基づくパブリックコメント（町民意見の公募）

対策項目	準備期	初動期	対応期	
実施体制	◆ 情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施	◆ 町対策本部の設置を検討	◆ 地域の実情に応じた適切な対策を実施	
情報提供・共有、リスクコミュニケーション	◆ 新型インフルエンザ等に関する普及啓発、リスクコミュニケーション体制の整備を実施	◆ 新型インフルエンザ等の特性、発生状況、有効な感染防止対策等を住民等に情報提供	◆ 利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、住民等に迅速かつ一体的に情報提供・共有を実施	
まん延防止	◆ 新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を実施	◆ 町内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等の実施	/	
ワクチン	◆ ワクチンの接種体制について、必要な準備を実施	◆ 国や県の方針に基づき、接種体制を構築		◆ 構築した接種体制に基づき、迅速に接種を実施
医療	◆ 県及び茅ヶ崎市保健所が整備を進める、感染症有事における地域の医療提供体制に協力	◆ 茅ヶ崎市保健所及び県等からの情報をもとに、医療機関等へ情報提供、また地域の医療提供体制を確認		◆ 茅ヶ崎市保健所及び県から提供された情報をもとに、適切な医療が提供できるように協力
保健	◆ 茅ヶ崎市保健所及び県が実施する保健対応業務等に協力			
物資	◆ 有事に必要な感染症対策物資等を確保			
住民生活及び地域経済の安定の確保	◆ 国、県及び茅ヶ崎市保健所との情報共有体制の整備や物資及び資材の備蓄等を実施	◆ 住民等に、社会生活継続のための感染対策等の他、必要となる対策の準備を要請	◆ 新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を実施	

# 寒川町新型インフルエンザ等対策行動計画(案)

寒川町自治基本条例に基づくパブリックコメント（町民意見の公募）

## 全体資料の閲覧方法

「寒川町新型インフルエンザ等対策行動計画（案）」の全体資料は、以下の方法でご覧いただけます。



### ◆ ホームページ内で『寒川町新型インフルエンザ等対策行動計画』と検索

URL▶ <https://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>

### ◆ 紙媒体で閲覧（次の場所で全体資料を閲覧できます。）

- ・役場本庁舎2階情報公開コーナー ・役場別館2階健康づくり課 ・健康管理センター
- ・シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館) ・北部文化福祉会館 ・南部文化福祉会館
- ・町民センターおよびセンター分室 ・総合図書館

ホームページ二次元コード▲  
（6月9日からご覧になれます。）

## ご意見の提出方法について

次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

- ① 郵 送：下記宛先へ郵送してください。
- ② F A X：0467-74-9141
- ③ メール：kenkou@town.samukawa.kanagawa.jp
- ④ 電子申請は、右の二次元コードから
- ⑤ 担当課へ持参又は各施設回収箱へ投函  
受付：土日祝日および年末年始を除く、  
午前9時00分～午後4時30分。  
※役場以外の施設においては、施設開館時間に準じます。



電子申請フォーム

宛 先：寒川町役場 健康福祉部 健康づくり課 健康づくり担当

記入事項：別添の回答用紙の内容に沿ってご記入ください。メールによる回答など回答用紙を用いない場合は、ご住所等も含め、回答用紙と同内容を任意の様式でご記入ください。

募集期間：令和8年6月9日（火）～令和8年7月8日（水）

## いただいたご意見について

お寄せいただいたご意見は、「寒川町新型インフルエンザ等対策行動計画」の参考にさせていただくとともに、町の考え方と併せてホームページ上で公表いたします。個別の回答はいたしませんのでご了承ください。

また、ご意見の提出に際して取得したメールアドレス等の個人情報は、本パブリックコメント手続きに限って使用し「個人情報保護法」に従い適正に管理いたします。

## お問合せ先

寒川町役場 健康福祉部 健康づくり課 健康づくり担当

住 所：〒253-0196  
寒川町宮山165番地

電 話：0467-37-5156  
F A X：0467-74-9141

「高座」のこころ。

高座郡さむかわ